

令和8～9年度

豊能町競争入札参加資格審査(追加)登録申請書提出要項

(『建設工事』は、定期登録【令和8～9年度】)

(『業務（測量・コンサル等）』、『物品・その他』は、追加登録【令和8年度】)

1. 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
- (2) 各業種について、免許、許可又は登録を要する業種にあっては、当該免許、許可又は登録を受けていること。
また、建設業者にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく経営事項審査を受けていること。
- (3) 納付すべき国税（法人税・消費税）、都道府県民税（法人事業税・個人事業税）及び市町村民税（法人又は個人）を完納していること。
- (4) 豊能町暴力団排除条例及び同施行規則で規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。

2. 町独自用紙配布期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月31日（土）まで豊能町のホームページに掲載します。

取得方法は、「8. 町独自用紙のホームページからの取得について」を参照してください。

3. 提出方法

インターネットによる電子申請（<https://bid-entry.com/>）に変更となります。

※提出とは、「電子申請サイトにアップロード」することを指します。

※紙（郵便）での申請は受付しません。

※紙（郵便）で申請された場合は、役場で処分し返送しません。

4. 受付期間

令和8年1月8日（木）から令和8年1月31日（土）まで

5. 有効期間

区分	有効期間（残期間）	備考
建設工事	令和8年4月1日～令和10年3月31日	2年間
業務（測量・コンサル等）	令和8年4月1日～令和9年3月31日	1年間
物品・その他		

6. 提出方法

『建設工事』、『業務（測量・コンサル等）』、『物品・その他』の区分に応じて「**7. 提出書類一覧表**」の○印を付けた書類を提出してください。

7. 提出書類一覧表

提出書類	建設工事	業務（測量・コンサル等）	物品その他
1 入札参加資格審査申請書（BID-ENTRY 様式）	○	○	○
2 競争入札参加資格審査申請書	—	○	○
3 建設業許可証明書若しくは建設業許可通知書 又は登録証明書等【注1参照】	○	○	○
4 営業所一覧表（同様の任意様式可）	○	○	○
5 技術者経歴書（同様の任意様式可）	○	○	○
6 代理店証明書（物品製造・販売のみ）	—	—	○
7 委任状（本社契約の場合は不要）	○	○	○
8 使用印鑑届	○	○	○
9 印鑑証明書	○	○	○
10 国土交通大臣又は知事が発行する「経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）」 【注2参照】 ※有効な最新のもの	○	—	—
11 国の法人税・消費税の納税証明書（法人の場合） (納税証明書その3の3)【「申請書類の作成のしかた」参照】	○	○	○
12 国の所得税・消費税の納税証明書（個人の場合） (納税証明書その3の2)【「申請書類の作成のしかた」参照】			
13 都道府県の法人事業税（個人の場合は個人事業税）の 納税証明書【「申請書類の作成のしかた」参照】	○	○	○
14 市町村の法人市町村民税（個人の場合は市町村民税）の納税 証明書（証明書発行日現在未納がない旨の証明） 【「申請書類の作成のしかた」参照】	○	○	○
15 履歴事項全部証明書（法人の場合のみ要）	○	○	○
16 建設業退職金共済組合加入証明書	○	—	—
17 直前1年分の財務諸表	—	○	○
18 本店・支店及び営業所の写真【注3参照】 ※契約先を豊能町内の本店・支店及び営業所等にする場合	△	△	△
19 経歴(実績)一覧表	○	○	○
20 その他提出書類	△	△	△

【注1】屋外広告業で、取扱種目が看板類（設置含む）を申請される場合は、大阪府の「屋外広告業届出証」を提出してください。

【注2】10 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）について
現在審査申請中の業者にあっては、既存の通知書に「申請中」と朱筆し提出後、令和8年4月1日から令和8年5月31日までに最新の通知書を提出してください。
※電子申請サイトにて変更申請してください。

【注 3】18 本店・支店及び営業所の写真について（豊能町内のみ）

周囲の風景を含めた外観写真を添付してください。

【その他】

各納税証明書（未納がない旨の証明書）は、令和7年11月1日以降に発行されたものとします。

提出書類作成の際は、必ず別添の「申請書類の作成のしかた」を参照し、間違いのないようにしてください。

書類不備の場合は受付できませんので、申請前に必ず確認してください。

不備不足書類がある場合は、令和8年2月13日（金）午前12時までに再提出していただくことになります。期日までに、不備不足書類を提出されない場合は、受付できない場合があります。

8. 町独自用紙のホームページからの取得について

令和7年12月15日（月）以降に豊能町ホームページからダウンロードしてください。

<建設工事>

<https://www.town.toyono.osaka.jp/business/nyuusatsu-keiyaku/sankashikaku/page007644.html>

<業務（コンサル）>

<https://www.town.toyono.osaka.jp/business/nyuusatsu-keiyaku/sankashikaku/page007648.html>

<物品・その他>

<https://www.town.toyono.osaka.jp/business/nyuusatsu-keiyaku/sankashikaku/page007647.html>

9. その他

(1) 受付完了後、有効期間前に変更事項等が生じましたら、令和8年4月1日以降に電子申請サイトにて変更申請してください。

(2) 様式及び変更届の提出方法は豊能町ホームページをご参照ください。

(3) 希望業種の追加は、追加登録期間中のみ受付します。既に登録済の業種の変更はできません。

（ただし、建設業許可の取消による登録業種の取消については隨時変更届を提出してください。）

10. 提出先

電子申請サイト

<https://bid-entry.com/>

11. 問い合わせ先

〒563-0292

大阪府豊能郡豊能町余野414番地の1

豊能町 総務部行財政課 契約検査室

TEL：072-739-3416（直通）